

【令和5年度／運輸安全マネジメントに関する情報の公開】

貨物自動車運送事業法第24条の3項で定める輸送の安全に関わる情報

期間：「令和4年10月～令和5年9月まで」

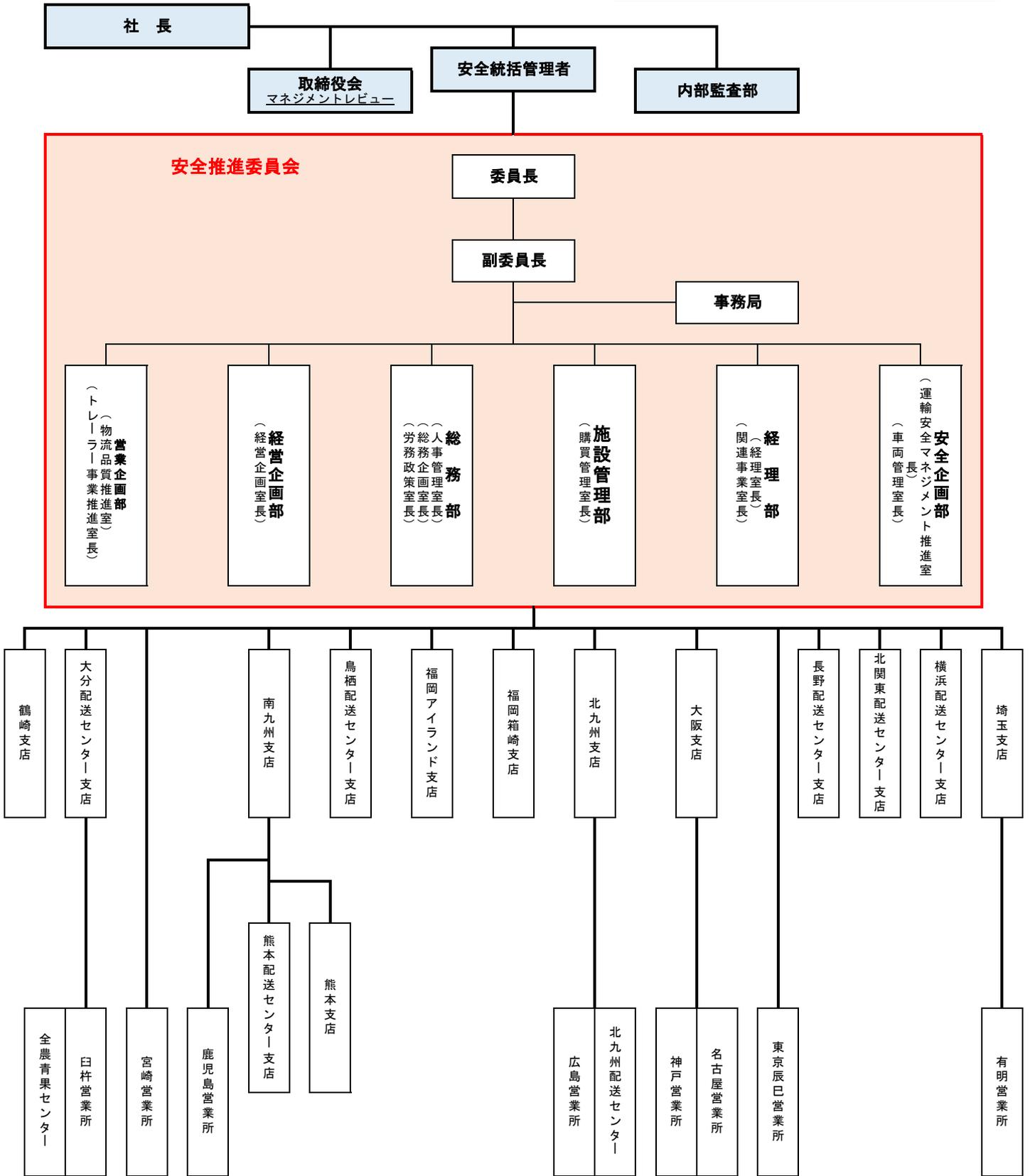
白杵運送株式会社

連番	項目	詳細																																
1	輸送の安全に関する基本的な方針	(1) 安全は最優先 (2) 法令の遵守 (3) 改善活動の継続																																
2	安全管理目標及び達成状況	安全管理目標：『重大事故 ゼロ』 期間中の重大事故件数「1」 目標未達成																																
3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故	(1) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(R5年度) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事故種別</th> <th>転覆・転落</th> <th>接触</th> <th>死傷</th> <th>負傷</th> <th>危険物等</th> <th>荷崩れ</th> <th>車内</th> <th>運転違反</th> <th>健康起因</th> <th>救護違反</th> <th>車両故障</th> <th>脱輪</th> <th>踏切</th> <th>高速道路</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>※1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1：弊社に責任のない事故</p> (2) その他事故報告に該当しない軽微な事故件数 R5年度：20件	事故種別	転覆・転落	接触	死傷	負傷	危険物等	荷崩れ	車内	運転違反	健康起因	救護違反	車両故障	脱輪	踏切	高速道路	その他	件数	0	0	※1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
事故種別	転覆・転落	接触	死傷	負傷	危険物等	荷崩れ	車内	運転違反	健康起因	救護違反	車両故障	脱輪	踏切	高速道路	その他																			
件数	0	0	※1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0																			
4	安全管理規程	(1) 安全管理規程 改正・実施：令和2年6月1日（軽微な改正）																																
5	輸送の安全に関する重点施策及び取り組み結果	<p>1. PDCAサイクルを活用した改善活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善報告会にてPDCAを活用した安全品質報告の実施 ・事業所及び得意先現場にて安全監視、パトロール継続実施 ・全車デジタコ&ドラレコによる安全管理継続実施 ・全事業所へ啓発ポスター掲示（法令、交通、整備、品質） <p>2. 安全活動を推進する社内体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内通報制度運用（24時間・365日） ・荷主合同安全大会、事業所安全衛生委員会等参画実施 ・事業継続計画（BCP）マニュアルに沿った展開及び訓練の実施 ・社内規程の新設・改正（運行管理規程等）による意識向上 ・労働時間規制に備えた指導（適正な休日取得等） <p>3. 関係法令、社内規程の順守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出発時の車両一回り点検、後退時下車確認 ・指差呼称を重点に安全5原則 ・KYT、ヒヤリハット、5Sについて確認指導 ・高速道は80km以下、一般道・専用道は指定速度以下励行 																																

5	輸送の安全に関する重点施策 及び取り組み結果	<p>4. 各種安全教育、研修及び訓練の継続的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）その他災害時情報伝達訓練の実施 ・新入社員研修（4月）、フォローアップ研修（11月） ・管理・監督者による外部講習受講等 ・乗務員添乗訓練（72名）及び乗務員等の事故惹起者教育 <p>5. 輸送の安全に関する情報共有の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内情報誌「週間安全情報」第879～第929号を毎週発刊 ・「USUKI道」、「白杵運送ニュース」の発行（月1回程度） ・イントラネット、メール等により全店所に配信・掲示し、社内外の事故情報を経営者層から運転者に至る全ての者へ情報を共有化 <p>6. 安全性優良事業所やグリーン経営認証を維持推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク制度：事業所へ点検指導を行い法令順守継続を図る。 ※認定更新（R5年申請13事業所認定）、19事業所認定 ・グリーン経営認証：事業所へ教育、指導を行い車両の安全及び環境保全の推進 ※継続認証による、19事業所認証（4ブロック） ・整備管理者に係る指導会議（2回/年） ・全車両(シャーシ含む)法定点検整備実施（4回/年） 				
6	運輸の安全に関する組織体制 及び指揮命令系統	<p>(1) 安全マネジメント関係会議の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全第一に向け、交通・品質・労災における事故防止会議の開催 2) 事案発生の都度、マネジメントに関する見直しと改善 3) 安全推進委員会組織図に基づく管理体制の継続維持 				
7	輸送の安全に関する実績額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">R5年度実績</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">¥12,054,546</td> </tr> </tbody> </table>	R5年度実績	金額	合計	¥12,054,546
R5年度実績	金額					
合計	¥12,054,546					
8	輸送の安全に係る内部監査の実施	<p>監査体制</p> <p>内部監査員が安全管理規定に基づき、内部監査を実施</p> <p>R5年2～9月に九州エリア全事業所実施</p> <p>R5年8月に安全統括管理者監査を実施</p>				
9	輸送の安全に係る情報の公表	<p>行政処分等</p> <p>令和5年度において、輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分はなし。</p>				
10	安全統括管理者	<p>安全統括管理者：専務取締役</p> <p>選任年月日：平成27年10月1日</p>				

以上

白杵運送株式会社安全管理組織図



臼杵運送株式会社
安全管理規程

発行日	2020.06.01
発行部門	安全品質推進部
改訂番号	04
ページ	1/8

安全管理規程

臼杵運送株式会社

本社：大分県臼杵市福良 1766-1

承認	作成

日杵運送株式会社 安全管理規程	発行日	2020.06.01
	発行部門	安全品質推進部
	改訂番号	04
	ページ	3/8

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第15条及び16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(用語及び定義)

第3条 用語及び定義

- (1) 「安全管理体制」とは、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営者（トップから現場の乗務員まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（PDCA）のサイクルを活用し事業者全体の安全の確保・向上を継続的に行う仕組みをいう。
- (2) 「安全統括管理者」とは、取締役のうち「貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6」に規定する要件を満たす者の中から選任され届出をされた者をいう。
- (3) 「内部監査管理責任者」とは、安全統括管理者から、内部監査活動の実行の権限を委譲されたものをいう。
- (4) 「内部監査」とは、安全管理体制の構築・改善における取組の適合性及び安全管理体制の有効性の確認を行うことにより、安全管理体制上の課題や問題点を見出すことをいう。
- (5) 「是正措置」とは、検出された不適合又はその他の検出された望ましくない状況の原因を除去する為の措置及び再発を防止するための措置をいう。
- (6) 「予防措置」とは、事故の発生を未然に防止するためにとる措置をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施

臼杵運送株式会社 安全管理規程

発行日	2020.06.01
発行部門	安全品質推進部
改訂番号	04
ページ	4/8

し、安全対策を不断に見直すことにより、更には全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有し、次に掲げる事項を積極的に実施する。

- (1) 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

日杵運送株式会社
安全管理規程

発行日	2020.06.01
発行部門	安全品質推進部
改訂番号	04
ページ	5/8

(社内組織)

第9条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 内部監査管理責任者
 - (3) 支店及び営業所の運行管理者及び整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 エリア担当役員は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄する支店及び営業所の長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店及び営業所の長は、エリア担当役員の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店及び営業所内の指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営者に報告すること。

臼杵運送株式会社 安全管理規程	発行日	2020.06.01
	発行部門	安全品質推進部
	改訂番号	04
	ページ	6/8

- (6) 経営者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(改善報告会議)

第14条 社長は、安全管理体制が継続して妥当な運用を行い、効果的であることを確認し、見直しを行うため、各部門責任者等を集め、改善報告会議を半期毎に1回開催するものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第15条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整備し、事故、災害等に関する報告が速やかに社内に伝達されるように努める。

2 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

3 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第16条 第6条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育

臼杵運送株式会社
安全管理規程

発行日	2020.06.01
発行部門	安全品質推進部
改訂番号	04
ページ	7/8

及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第17条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を内部監査管理責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 内部監査要領は、別に定める。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第18条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第19条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第20条 本規程は業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害情報等の報告、安全に関する教育・訓練の記録、内部監査の実施に関する記録、安全

臼杵運送株式会社 安全管理規程	発行日	2020.06.01
	発行部門	安全品質推進部
	改訂番号	04
	ページ	8/8

統括管理者の指示、マネジメントレビューの記録、是正処置及び予防処置に関する記録等は適切に記録し、保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報、記録及び保存の方法は、別に定める。

(規程の見直し)

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に必要な見直しを行うものとする。

附 則 この規程は、令和2年6月1日から改訂施行する。